

地方創生推進交付金事業

平成30年度 吉富町「女子集客のまち」推進事業プロデュース業務 特記仕様書

1. 業務名

地方創生推進交付金事業

平成30年度 吉富町「女子集客のまち」推進事業プロデュース業務

2. 摘要

吉富町（以下「発注者」という。）が発注する、平成30年度吉富町「女子集客のまち」推進事業プロデュース業務（以下「本業務」という。）に適用するものとし、受託者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

3. 経緯

古くより製薬関連企業が立地し栄えてきた本町は、面積5.72km²、人口6,807人（H30.3月末住民基本台帳）、九州で最も小さい町である。そのコンパクトさを活かし、町の中心部であるJR吉富駅周辺地域に役場・文化施設・小学校・保健施設・体育施設等の公共施設が集中して整備され、高い利便性を有している。

平成25年に完了した駅周辺再開発事業で道路や駐車場が整備されたことにより、駅へのアクセスが向上し利便性も高まったが、周辺には店舗等が殆どなく、人の流れは固定的であった。このような状況を打破すべく、創業支援と賑わいづくりという2つの視点にたった「チャレンジショップ事業」を企画し、平成28年4月に第1号店が開店した。1年後にはさらに2店舗が開店し、現在計3店舗が営業中である。さらに、その取り組みを加速・充実すべく、平成28年度からは「交流マルシェ」「創業支援スクール」を定期開催している。「交流マルシェ」は駅前に更なる賑わいを生み出し、新たな来街者を呼び込む契機をつくと同時に、創業希望者のトライアルの場としても活用している。また「創業支援スクール」については、習熟度別のコース設定を行い、経験者や専門家を講師として招聘するなど実効性の高い内容を目指しており、潜在的な創業希望者の掘り起こしにもつながっている。

以上の取り組みについては、地方創生推進交付金事業（以下「交付金事業」という。）として平成28年度から5年間の予定で実施しているが、同交付金の実施計画においては、これらと並行して「まちづくり会社の設立・自走」「空家活用店舗事業」などの施策も掲げている。今般のプロポーザルについては、実施計画に掲げている事業の全体像を的確に把握した上で、その一部分となる3つの委託事業についての提案を求めるものである。

4. 交付金事業全体の目的

- 1) 「女子集客」をテーマとし、町の中心部を「オシャレな店舗が点在するエリア」として生まれ変わらせ、人の流れ創出・消費流入による商業活性化と、空家問題の解消を狙う。
- 2) 人が楽しみ、そこで過ごすことに喜びを感じられるような企画やイベント・PR

を行うことで、集客を図るとともに、移住・定住者の増加にもつなげ、町内での交流を活性化し、コンパクトシティを実現する。

- 3) 上記の事業について、行政の手を離れて自走できるだけの資金力と人材を備えた「まちづくり会社」が移譲を受けて実施していくことで、主体的に町の商業を活性化させていく。

5. 交付金事業の対象範囲

本業務の対象とする「JR 吉富駅を核とした町中心部」は、山国川、黒川の2本の河川と県道108号線（中津吉富線）、県道113号線（中津豊前線）に囲まれたエリア（約0.18km²）とする。

6. 昨年度までの事業の経緯

項目4「交付金事業全体の目的」の達成のため、平成28年度から5年間の事業計画を策定し、取り組みを開始した。

①平成28年度事業の経緯

町中心部（JR吉富駅周辺）において、人の流れや賑わいを創出するための先導事業として、チャレンジショップの増設、交流マルシェの企画運営を行うとともに、潜在創業希望者の掘り起しと起業への動機づけを図るため創業者支援スクールを開催した。

また、空家を活用した店舗出店のためのマーケティング調査においては、潜在起業家や消費者へのニーズ調査、先行事例調査などを行うとともに、当該調査の分析結果を、まちづくり会社が「女子集客のまち」づくりを進めるための基礎資料とした。

さらに、将来的に事業の実施主体となるまちづくり会社の代表候補となる人材の発掘・育成に取り組んだほか、まちづくり会社の設立に向け、民間経営の視点を交えた構想及びビジネスモデルの素案を作成した。

②平成29年度事業の経緯

チャレンジショップ事業のPR、入居者（3店舗）の経営指導や、店舗内外の装飾プロデュースなど行った。また、町内外の事業者・創業希望者による交流マルシェを7回実施し、運営マニュアルの整備、出店者リストの整理（約150事業者）などを行った。

創業者支援スクールについては、習熟度別に2コースを設定し、講師として税理士などを招聘して実施した。

一方、まちづくり会社の設立に向けて、収益モデルプランを検討・策定したほか、マーケティングプロデューサーの育成を図った。さらに、専用のプロモーションサイト「よしとみイコト通信」の構築も行った。

空家活用店舗事業については、候補となる空家の所有者と交渉を進めるとともに入居者の募集選考を行ったが、空家所有者の意向が変わるなど不測の事態が発生し、現在のところ候補物件決定には至っていない。

※吉富町まち・ひと・しごと総合戦略及び過去の交付金事業効果検証結果について、吉富町公式ホームページに掲載しているので、参照されたい。

7. 本年度委託業務の概要

JR 吉富駅を核とした町中心部に人の流れや賑わいを創出するため実施している交付金事業のうち、「チャレンジショップ事業」「交流マルシェ事業」「創業者支援スクール事業」の企画・運営を行う。

また、これらの事業についてはまちづくり会社による継続的な実施と将来的な自走を目指しているため、委託契約は単年度であるものの、翌年度以降のビジョンも併せて提案されたい。

なお、他の交付金事業との関連性も踏まえ、町や商工会、設立予定のまちづくり会社など関係団体と連携して、交付金事業の目的を達成するよう努めるものとする。

8. 業務項目

業務項目は次のとおりである。

- (1) チャレンジショップ企画運営業務
- (2) 交流マルシェ企画運営業務
- (3) 創業者支援スクール企画運営業務
- (4) 上記(1)～(3)業務の後継及び発展(次年度以降)

9. 内容

(1) チャレンジショップ企画運営業務

- ・現在運営しているチャレンジショップ3店舗入居者の経営指導、駅前をはじめとする町の中心部への人の流れ、賑わいを創出する。
- ・現在既に経営している各店舗の売上や集客に相乗効果をもたらすことができるよう、十分に工夫すること。
- ・出店者は最長3年で自立し、最終的には町内に本格出店するという認識に基づいた事業展開を行うこと。なお、現在の入居状況は以下のとおりである。
 - 第1号店 アンドカフェ 平成28年4月入居(最長平成31年3月まで)
 - 第2号店 oluolu 平成29年4月入居(最長平成32年3月まで)
 - 第3号店 Dozo Café 平成29年4月入居(最長平成32年3月まで)
- ・既入居者の退店などで新規入居者募集の必要が生じた場合は、速やかに募集選考の手続きに入ること。その際の広報資材のイメージや手法についても提案すること。

<平成30年度業務委託予定項目>

- ・既出店者の経営改善指導、集客売上集計、広報宣伝の支援
- ・新規出店者募集の必要が生じた場合、募集選考に係る事務、出店サポート
- ・店内及びチャレンジショップエリア一帯の魅力向上に資する造作プロデュース

(2) 交流マルシェ企画運営業務

- ・町内外の事業者・創業希望者による「交流マルシェ」について、女性の集客を主眼とした企画設計、運営を行う。
- ・確実に集客が見込めるよう、また、その継続が期待されるよう、交流マルシェの規模、出店数、催し物、魅力ある出店者の獲得方法等について、本事業の目的を踏まえ

て提案すること。

- ・交流マルシェの実施回数（4回以上）、規模を提案すること。
- ・交流マルシェ開催場所は、チャレンジショップのある JR 吉富駅前周辺とする。
- ・交流マルシェプロモーション（出店者募集・イベント告知用）のための広報資材は以下とする。なお、掲示・配布作業は受注者において行うこととする。

①ポスター（カラーA2版） 100枚以上

②チラシ（カラーA4版 片面） 2,000枚以上

③ホームページ掲載原稿 各1式（写真、イラスト等含む）

- ・マルシェ開催に必要な備品については、下記のとおり保有しているが、その他有益な導入提案があれば行うこと。

テント（20張、3m×3m）、テント固定用おもり（80個）、陳列什器（20セット、木製組立式）、風除け用側面ビニール幕（10枚、3m×1.5m）、音響セット（スピーカー、マイク、PA）、ミストシャワー（5台）

<平成30年度業務委託予定項目>

- ・交流マルシェ開催企画・設計・運営
- ・広報資材の作成（出店者募集・イベント告知用）、配布、周知活動
- ・出店者募集、開拓、リスト拡充

(3) 創業者支援スクール企画運営業務

- ・創業・起業希望者を対象としたスクールを開催し、起業に関するノウハウを修得させ、自立を促す。
- ・創業者支援スクールは、受講者が町内で出店することを想定して企画する（チャレンジショップや空家活用店舗への出店を目指すことも可とする）。
- ・創業者支援スクールの告知に関しては、本事業の求める上記創業希望者の層へ効果的に告知できる手法、告知ツール等を提案すること。
- ・スクール修了後、参加者が公算の大きいビジネスプランを自ら作成でき、起業・創業に必要とされる知識やスキルを確実に身に付けられるような講座内容（「経営について」「財務について」「人材育成について」「販路開拓について」）を盛り込むこと。

<平成30年度業務委託予定項目>

- ・創業者支援スクール開催企画・参加者募集
- ・創業者支援スクール講師招聘
- ・創業者支援スクール開催
- ・創業者支援スクール告知広告等プロモーション

(4) 上記(1)～(3)業務の後継及び発展（次年度以降）

- ・(1)～(3)の業務については、将来的に、今年度設立予定のまちづくり会社に継承し、継続・発展を図ることを前提に実施することとする。提案時には事業継承のビジョンについて示すこと。

10. 業務の進め方

- (1) 受注者は、業務に先立ち基本計画、実施スケジュール等を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受注者は、発注者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、発注者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、その実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを行うこと。打合せ後は記録簿を作成し、相互に確認すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、その都度発注者と協議を行い、処理すること。
- (5) 受注者は、発注者から業務の進捗状況を把握するための資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、発注者からの要請に応じて、事業に関連する会議等を開催する場合には、必要な資料を提供するとともに、直接事業を担当している者が会議に出席すること。

11. 成果品の提出

プロデュース業務終了後、事業の実施状況や結果等について、業務報告書を作成し、以下のとおり業務完了の報告を行う。

- (1) 提出成果品
 - ・業務報告書（制作物等を含む。） 2部
（報告書は、日本工業規格A4判で簡易製本とし、写真等は適宜カラー印刷とする。）
 - ・報告書等のデータを記録した電子データ（DVD-R） 1枚
- (2) その他
 - ・報告に当たっては、別途指示する日までに原稿案を発注者に提出し、その内容について十分調整すること。
- (3) 提出場所
福岡県吉富町 企画財政課

12. 協力事業者について

本事業の内容が多岐にわたるものであるため、受注者は、業務内容の一部について専門性を有する事業者の協力を求め実施することができるものとする。その際、受注者は、発注者に協力事業者等概要書及び当該事業者の業務実績調書を提出しなければならない。

この場合においても、協力事業者は、受注者の管理のもとで事業を実施することとし、発注者に対して行うすべての行為については受注者を通じて行わなければならない。

13. 再委託について

再委託については、書面により事前に発注者の承諾を得ること。

原則として、業務の全部を一括し、又は業務の主たる部分を再委託することはできないものとする。

なお、軽微な業務（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入及び会場借上、店舗内装、交流マルシェ備品調達等）を再委託しようとするときには、承諾の必要はないものとする。

14. その他

- (1) 個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- (2) 受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利を成果品の引渡しとともに発注者に無償で譲渡するものとし、著作権及び著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、その一切を受注者の責任において処理すること。
- (4) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 受注者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (6) 受注者が業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。